

愛玩動物看護師法の概要

制定の背景

- ・ 獣医療の内容の高度化、多様化→診療現場でのチーム獣医療に果たす役割への期待
- ・ 犬・猫の飼養頭数は、15歳未満人口を上回る約2000万頭→飼い主による健康管理やしつけの重要性
- ・ 動物を介在した福祉、教育等の諸活動への期待

愛玩動物に関する

- ・ 獣医療の普及・向上
- ・ 適正な飼養

民間の統一資格保有者：約2万人

本法の主な内容

愛玩動物＊の看護等の業務に従事する者の資質向上・業務の適正を図るため、愛玩動物看護師の資格を定める
＊ 愛玩動物：獣医師法第17条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物

愛玩動物看護師の業務

- ・ 獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助
(獣医師法第17条の規定にかかわらず実施可能)
- ・ 愛玩動物の世話その他の看護
- ・ 愛玩動物の愛護・適正な飼養に係る助言その他の支援

- ・ 愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称の使用制限

愛玩動物看護師の免許

- ・ 愛玩動物看護師国家試験に合格
- ・ 主務大臣の免許
- ・ 主務大臣は、登録機関及び試験機関を指定できる
- ・ 知識の修得等の受験資格を規定

主務大臣：農林水産大臣及び環境大臣